

令和7年12月18日宣告 裁判所書記官

令和7年(わ)第424号 死体遺棄被告事件

判 決

主 文

被告人を拘禁刑1年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成17年7月16日頃、茨城県稲敷郡(住所省略)当時の被告人方において、長女であるA(当時29歳)が死亡しているのを認めたのであるから、その死体を葬祭しなければならない義務があったのに、その頃から同月31日頃までの間は、同所の押入れに、同日頃から令和7年9月23日までの間は、同所の電気冷凍庫に、その死体を隠匿して放置し、もって死体を遺棄したものである。

(証拠の標目)

(法令の適用)

(量刑の理由)

本件は、被告人が自宅において長女の死体を遺棄した事案である。

被告人は、約20年前に長女が夫により殺害された後、その遺体を自宅の押入れに隠匿し、その後遺体が腐敗してくると、台所に設置した電気冷凍庫に遺体を移して隠匿し続けていたものである。母親として、適切な方法で長女の遺体を葬祭しなければならない立場にありながら、相当長期間にわたり死体を遺棄していたものであり、本件は死者に対する一般的な宗教的感情を著しく害する悪質な犯行である。

他方、本件犯行に至る経緯についてみるに、長女には、違法薬物の使用や家庭内暴力等の問題行動があったというのであり、夫が長女の殺害について捜査機関に申告しようとしたものの、義母からこれを止められ、以降、被告人は、やむなく夫の

犯行を隠し続けようと考え、本件犯行に至ったものであり、上記動機及び経緯には一定の同情すべき事情がうかがわれる。

したがって、被告人の刑事責任は軽視できないものの、被告人が捜査機関に自首した上、事実を認めて真摯な反省の情を示していること、前科前歴がないこと、高齢であること、長男が出廷して被告人の更生に協力する旨申し出ていること等の事情を併せ考慮し、今回に限り、その刑の執行を猶予することとした。

(検察官 中條 志保、私選弁護人 松沼 和弘 各出席)

(求刑 拘禁刑1年)

令和7年12月18日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判官 朝 倉 静 香